

大阪府下水道協会

からのお知らせ

下水道排水設備工事責任技術者の有資格者の皆様へ

平成26年度から

有資格者の資格期限が設定されます。

- ・ 試験の合格者は、登録資格の有効期間を5年間とします。但し、更新講習を受講された者は新たに5年間継承します。これを怠ると登録資格が失効されますので、再度試験に合格する必要があります。

なお、その際、平成25年度以前に試験に合格し、登録資格を取得された者、または平成25年度以前に更新講習を受講された者は、次のとおり暫定措置を講じます。

※暫定措置

- ① ~~平成20年度以前に試験に合格し、登録資格を取得された者、または平成20年度以前に更新講習を受講された者は、平成30年度までに更新講習を受講されなければ資格を失効します。~~
- ② 平成21年度に試験に合格し、登録資格を取得された者、または平成21年度に更新講習を受講された者は、令和元年度までに更新講習を受講されなければ資格を失効します。
- ③ 平成22年度に試験に合格し、登録資格を取得された者、または平成22年度に更新講習を受講された者は、令和2年度までに更新講習を受講されなければ資格を失効します。
- ④ 平成23年度に試験に合格し、登録資格を取得された者、または平成23年度に更新講習を受講された者は、令和3年度までに更新講習を受講されなければ資格を失効します。
- ⑤ 平成24年度に試験に合格し、登録資格を取得された者、または平成24年度に更新講習を受講された者は、令和4年度までに更新講習を受講されなければ資格を失効します。
- ⑥ 平成25年度に試験に合格し、登録資格を取得された者、または平成25年度に更新講習を受講された者は、令和5年度までに更新講習を受講されなければ資格を失効します。

(問い合わせ先)

各市町村の下水道排水設備担当課、(一財)都市技術センター または
大阪府下水道協会事務局(堺市上下水道局総務部給排水設備課内)